

大和町介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、大和町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に規定する大和町介護予防訪問介護相当サービス及び大和町介護予防通所介護相当サービスの指定事業者の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語は、法、省令、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙。以下「通知」という。）の例による。

(指定等の申請等)

第3条 法第115条の45の5第1項の規定による申請は、大和町介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定申請書（様式第1号）により行うものとする。

2 法第115条の45の5第1項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(指定等の更新の申請等)

第4条 法第115条の45の6第1項の規定による指定の更新に係る申請は、大和町介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定更新申請書（様式第2号）により行うものとする。

2 法第115条の45の6第1項の規定により指定の更新を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に掲示するものとする。

(変更の届出等)

第5条 指定事業は、指定の申請内容に変更があったときは、大和町介護予防・日常生活支援総合事業者指定内容変更届出書（様式第3号）により行うものとする。

2 指定事業者は、大和町介護予防・日常生活支援総合事業を廃止し、又は休止しようとするときは、大和町介護予防・日常生活支援総合事業廃止・休止届出書（様式第4号）により行うものとする。

(事業者情報の提供)

第6条 町長は、第3条から第5条までの規定による申請又は届出を受理したときは、指定事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を宮城県、国民健康保険団体連合会その他機関に対して、提供することができる。

(1) 事業所の名称及び所在地

(2) 申請者又は届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

(3) 指定（これらの更新又は変更を含む。）、廃止、休止、再開又は指定の辞退の年月日

(4) 事業開始年月日

(5) 運営規程

(6) 介護保険事業所番号

(その他)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。